

平成25年第2回伊仙町議会臨時会

第 1 日

平成25年8月12日

平成25年第2回伊仙町議会臨時会議事日程（第1号）

平成25年8月12日（月曜日） 午前11時02分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 議案第38号 平成25年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）（提案理由～質疑～討論～採決）

○日程第4 議案第39号 平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）（提案理由～質疑～討論～採決）

○日程第5 議案第40号 平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）（提案理由～質疑～討論～採決）

○日程第6 議案第41号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（提案理由～質疑～討論～採決）

○日程第7 議案第42号 普通財産無償貸付契約について（提案理由～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田 誠君	2番	福留 達也君
3番	前 徹志君	4番	佐藤 隆志君
5番	明石 秀雄君	6番	樺山 一君
7番	永岡 良一君	8番	清水 喜玖男君
9番	伊藤 一弘君	10番	杉並 廣規君
11番	琉 理人君	12番	上木 勲君
13番	美島 盛秀君	14番	常 隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山 正二君 事務局係長 佐平 勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明君	副町長	中野 幸次君
総務課長	窪田 良治君	企画課長	牧 徳久君
税務課長	池田 俊博君	町民生活課長	西 吉広君
保健福祉課長	松田 一郎君	経済課長	樺山 誠君
建設課長	中熊 俊也君	耕地課長補佐	穂 浩一君
環境課長	益 一男君	水道課長補佐	春島 弘明君
選管書記長	佐平 浩則君	農委事務局長	益岡 稔君
教育長	茂岡 勲君	教委総務課長	鶴永 宏造君
社会教育課長	當 吉郎君	学給センター所長	永島 均君
ほーらい館長	仲 武美君		
総務課長補佐	田島 輝久君		
総務課長補佐	仲島 正敏君		
議会中継班（総括 情報戦略室長	関 政樹君）		
（終日）稲田大輝君・上木博之君			

△開 会（開議） 午前11時02分

○議長（常 隆之君）

ただいまから平成25年第2回伊仙町議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（常 隆之君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、永田 誠君、福留達也君、予備署名議員として前 徹志君、佐藤隆志君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（常 隆之君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

本臨時会は会期を本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

△ 日程第3 議案第38号 平成25年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）

○議長（常 隆之君）

これから議案第38号、平成25年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

おはようございます。

議案第38号は、平成25年度伊仙町一般会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案してございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（窪田良治君）

議案第38号、平成25年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

平成25年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額49億8,430万1,000

円に歳入歳出それぞれ1,331万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を49億9,761万6,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括部分によりまして、補足説明をいたします。

歳入、8款地方特例交付金、補正前の額1,000円に補正額29万8,000円を増額補正をし、29万9,000円とするものでございます。

9款地方交付税、補正前の額28億7,300万8,000円に135万5,000円を増額補正をし、28億7,436万3,000円とするものでございます。

13款国庫支出金、補正前の額4億6,750万1,000円から補正額129万8,000円を減額補正をし、4億6,620万3,000円とするものでございます。

14款県支出金、補正前の額4億2,298万6,000円に補正額265万1,000円を増額補正をし、4億2,563万7,000円とするものでございます。

19款諸収入、補正前の額4,936万8,000円に200万円を増額補正をし、5,136万8,000円とするものでございます。

20款町債、補正前の額5億5,400万円に対しまして補正額830万9,000円を増額補正をし、5億6,230万9,000円とするものでございます。

歳入合計、補正前の額49億8,430万1,000円に1,331万5,000円を増額補正をし、49億9,761万6,000円とするものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。

1款議会費、補正前の額9,093万9,000円に82万6,000円を増額補正をし、9,176万5,000円とするものでございます。

2款総務費、7億1,987万2,000円に28万2,000円を増額補正をし、7億2,015万4,000円とするものでございます。

3款民生費、補正前の額12億2,365万6,000円に174万5,000円を増額補正をし、12億2,540万1,000円とするものでございます。

4款衛生費、5億1,894万1,000円に320万9,000円を増額補正をし、5億2,215万円とするものでございます。

5款農林水産業費、補正前の額6億5,038万2,000円に364万3,000円を増額補正をし、6億5,402万5,000円とするものでございます。

6款商工費、補正前の額4,831万9,000円に52万8,000円を増額補正をし、4,891万9,000円とするものでございます。

7款土木費、補正前の額3億2,937万4,000円に補正額ゼロ、そのまま移行です。計3億2,937万4,000円でございます。

9款教育費、補正前の額3億6,903万9,000円に308万2,000円を増額補正をし、3億7,212万1,000

円とするものでございます。

歳出総額合計、補正前の額49億8,430万1,000円に補正額1,331万5,000円を増額補正をし、49億9,761万6,000円とするものでございます。

各課の補足説明につきましては、各質問事項に沿って補足をさせていただきます。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

これから議案第38号について質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

平成25年度一般会計補正予算書（第2号）について質疑を行います。

歳出の9ページ、総務費、一般管理費の中の交際費、町長交際費40万組んでありますけれども、当初予算でたしか50万計上されておったと思います。4カ月でその50万を使い果たして、また40万の追加補正ということでありまして、忙しい町長でありますので十分わかります。

そこで、交際費について、領収書と明細、こういうのが提出できるのか、伺います。

○総務課長（窪田良治君）

町長の交際費につきましては、議会資料としては提出はちょっと難しいと思います。

一応、領収書等明細につきましては、監査のほうに提出をさせていただきます。会計のほうに報告資料として提出させていただきます。

○13番（美島盛秀君）

町長の交際費については、明細書その他は議会への提出はできないと、その理由は何ですかね。

○総務課長（窪田良治君）

町長の交際費並びに議長の交際費につきましては、監査につきましては監査権がないと承知をしておりますけれども。

○13番（美島盛秀君）

私の勉強不足で、これ以上お尋ねしても内容的について確かめることができないんですけれども、最近の情報公開の時代、私はできると思いますけれども、そこらあたりはしっかりと調べて、また後ほど資料請求等をしたいと思いますので、しっかり精査しておっていただきたいと思います。

次に、企画費、負担金の補助金及び交付金の127万の奄美群島広域事務組合負担金の127万の減額補正、どういう理由で減額なのか。

○企画課長（牧 徳久君）

負担金補助の奄美群島広域事務組合負担金が132万円減額になっているわけですが、これについては奄美群島広域事務組合の中に町村会が今年から事務局が入るようになりまして、昨年までは町村会の負担金と広域事務組合の負担金を別個にしておったわけですが、総務課にも町村会の負担金が発生しているということで、二重に組まれたというのを加味しまして、これを減額したという形があります。

○13番（美島盛秀君）

10ページ、衛生費、美しい村づくり総合整備事業費の64万円と、それから補正前の448万2,000円ですけれども、クリーン作戦協力報償費という内容的なものと、それから448万2,000円の何カ所でこういう整備事業をやっているのか、伺います。

○環境課長（益 一男君）

ただいまのご質問に対しましてお答えをいたします。

クリーン作戦協力報償費でございますが、平成23年度まではこの報償費を各集落にクリーン作戦のビラ等、あるいは農機具等の燃料費等として予算化しておりましたが、24年度以降、これが予算化されていないのは、ご意見が各区長さんから要望がございましたので、当時はやっぱり財政上のあれでカットをしているわけなんです、今回新たにこれを復帰ということで、町内会の清掃時に燃料ぐらひは町のほうで持っていただきたいということで、全区長会でこういう旨の要望等がございました結果、今回計上した次第でございます。

美しい村づくり事業としまして、448万2,000円ほど予算化をしています。これに対しまして内訳等ですが、各集落関係の村づくり事業に関しまして、各集落全区にわたっての取り組み事業でございますので、ご了承いただきたいと思ひます。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

クリーン作戦協力報償費ですけれども、燃料費ということですが、燃料費というのは報償費になるんですかね。理解できないんですけれども、例えばクリーン作戦に出ますと、駐在員さんはジュースを出したりしているんですよ。全く燃料費とお茶代を出したら赤字を出しているんじゃないかなと思ひますけれども、64万円で29集落ですか、今は全部、クリーン作戦協力報償費を払っているのは何カ所ですかね。

○環境課長（益 一男君）

現在のところ、各集落33集落ございまして、現在は例えば目手久は東西にあります、阿権なんかは東西統合しまして駐在員活動が1人となっております、統合して現在25集落かと思ひますので、範囲としまして、配分としましては2万円相当、各集落配分をしたいと思ひます。

これに対しまして、燃料費だけではなくて、活動費といたしまして、ジュース等もちろん出したりもします。多目的な形で集落のために、美しい村づくりのために活用していただく資金だと解釈をしております。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

25集落で年間64万円、大体2万円ぐらひずつ、これ2万円で大体12カ月、この場合は製糖期は休んでいるんですけれども、大体10カ月ぐらひはやっています。そうすると、5,000円、1回、燃料代、それからお茶代、5,000円で恐らく担当している駐在員さんは自分のお金を使っていると、私はふだ

んから考えて申しわけないなという気がいたしておるんですけども、そういう中で、美しい村づくり総合整備事業費からこれにかかわる費用が出ていると受け取っていいですか。

○環境課長（益 一男君）

今のご質問、これの他にあるということですか、ちょっと聞き取れませんでした。再度お願いします。

○13番（美島盛秀君）

美しい村づくり総合整備事業の448万2,000円の中から、また各集落への村づくりの事業費として25集落に配当というんですか、支出しているのかということですけど。

○環境課長（益 一男君）

町全域にわたる村づくりの事業として448万2,000円でございます。これは今回の補正に対して新たに燃料費等、多目的利用のされる草刈機の刃等もありますよね。そういった面から、当初なかった予算を予算化をして、各集落に配分をして、より一層の協力方、また清掃に向けて取り組んでいただきたいと思います。

村づくり事業の480万円ほどの予算は当初の予算でありまして、これに追加をした形でございます。別に480万を各集落に配分するということではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○13番（美島盛秀君）

続きまして、11ページ、農林水産業費の有害鳥獣捕獲出動報償費80万円、県内、あるいは奄美群島内のイノシシ被害というのは相当億単位であるということを経済で載っていましたが、伊仙町で去年のイノシシの被害等の額はどれぐらいにあったのか、伺います。

○経済課長（樺山 誠君）

イノシシ被害、昨年度に関しまして、データを今持ち合わせておりませんので、後ほどに提出いたします。

○13番（美島盛秀君）

この80万円は、イノシシ1頭の単価、買い取り額、あるいは狩猟組合ですか、そこに支払う金なのか、その内容をちょっと説明をお願いします。

○経済課長（樺山 誠君）

当初、イノシシの捕獲に関する報償費、50頭50万という予算を措置してございました。

その中で、1頭1万円の報償費ということでございました。その中で、県、国のほうから有害鳥獣の捕獲出動報償費というのが予算措置されまして、計画100頭をしないと。町のお金を1頭に関して5,000円掛ける100頭で50万円、国のお金を8,000円掛ける100頭ということで80万円、合計1頭1万3,000円の報償費を、イノシシを、有害鳥獣をとった方に対して報償費を出すということでございます。

○13番（美島盛秀君）

次の土木費、高架促進事業費、工事請負費の571万6,000円と公有財産購入費を組み替えだと思

んですけども、場所と、それから今後の工事請負費の、これは減額されたんですけども、予定はどうなっているのか、伺います。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

場所は、第二西下線の今回まで工事を終わっている部分の来年以降の部分になります。

これは何で工事費から公有財産費を組み替えしたかと申しますと、今年度、事業するところを土地の交渉を進めてきましたら、来年度までの土地の交渉が契約がうまくいきそうなものでありますから、来年度分までの公有財産を今年度で済ませようということで、公有財産購入費に繰り入れた次第であります。

○13番（美島盛秀君）

これはごみ処理場のあそこのあの通りですよ。聞くところによりますと、土地の購入に際して売らないという、ひょっとしたらできないよという話を聞いたんですけども、農免農道の横線まで完全に土地購入と、工事は見通しは立っていますか。

○建設課長（中熊俊也君）

今年度の土地購入予定地を交渉を進めていましたら、今5カ所、5地区の購入予定なんですけども、じっくり話しましたらスムーズにいきまして、それで来年度の購入予定地も早急に契約したほうがいいと思ひまして、計上した次第であります。

○13番（美島盛秀君）

12ページ、教育費、中学校費の学校管理費ですけども、49万4,000円の修繕費ですけども、犬田布中学校の道路沿いのブロック塀の補修等はどうなっているのでしょうか。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

美島議員のご質問にお答えいたします。

11節の修繕費の45万円についてですが、今年度、各小中学校にパソコンを購入して整備をしているところですが、職員室、また校長室にLANケーブルの配線修繕費でございます。

それと、犬田布中学校の道路の欠損した場所なんですけども、6月の定例議会で佐藤議員よりご質問がありましたが、その件につきましてはすぐ6月いっぱいまで工事を終えております。

以上でございます。

○13番（美島盛秀君）

同じく12ページの目の地域伝統文化総合活性化事業費の国庫支出金の238万3,000円の減額になっておりますけども、238万3,000円の減額理由、お願いします。

○社会教育課長（當 吉郎君）

今の美島議員の質問、国庫の支出金が減額になっている理由ということなんですけども、当初予算の編成前に国のほうには996万3,000円、今年はしますよということで要望を出してあったわけなんですけども、当初予算編成後に国のほうの事業費の削減がありまして、事業費の減ということで238万3,000

円の減額になっております。

当初編成予算時と、また事業の交付決定のほうが後から来たものですから、そのことが原因で減額になっているところがございます。

○13番（美島盛秀君）

同じ目で9の旅費118万8,000円、費用弁償となっておりますけれども、何のための旅費なのか、どういう内容の理由なのか、伺います。

○社会教育課長（當 吉郎君）

この事業は、目的が伊仙町の歴史文化基本構想を最終的につくり上げなければいけないということで、その中で減額する中でまた事業の組みかえが必要になりまして、当初の事務賃金を雇う予定で組んであったんですが、賃金のほうはそれほどまた雇う必要がなくなりましたことと、あわせてまたその事業を最終年度でありますので、基本構想の骨子というんですか、そういったのをつくり上げるためには専門家の指導、助言等が必要でありまして、この費用弁償に組んであるわけなんです、大学の専門の先生であったり、あるいは文化財の専門の先生であったりとかいった方々を、千葉、東京、あるいは北海道大学、あるいは大阪あたりの専門の先生を呼ぶ関係で、費用弁償のほうが多くなっております。

○13番（美島盛秀君）

ぜひ、そういう専門的な分野で、地域伝統文化活性化ですから、その情報も町民に伝えていただけるような方法等もぜひいたしていただきたいと思います。

この補正に当たって、予算の不足分の臨時財政対策債も830万9,000円補正をしてあるわけなんですけれども、財政の厳しい折でありますので、しっかりと事業等を精査して、今後、進めていただくことをお願いして、終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○5番（明石秀雄君）

10ページをお願いします。5の農林水産業の4地域資源開発事業補助金、これを詳しくご説明をいただきたいと思います。

○経済課長（樺山 誠君）

平成25年度新技術・地域資源開発補助事業という事業でございます。事業の出どころでございますけれども、財団法人地域総合整備財団という総務省の外郭団体でございます。

事業の名前のおり、地域の資源に関して、未利用資源、あるいはこれから新しいものをつくる時にどうすればいいかということで、まずサトウキビのジュースの関係をつくるための研究費プラスそういうパッケージ等、あるいは会議費、それがこの事業の中身でございます。

○5番（明石秀雄君）

その事業費というのは、このまま財団のほうで全てこれを交付されるんですか、この金額の200

万はそのままその財団ですか、そこに全部通されるわけですか。

○経済課長（樺山 誠君）

資料の歳入のほう、7ページでございますけども、19款諸収入3項雑入の中の200万円のほうが、財団からそのまま町のほうに入ってくるということでございます。

○5番（明石秀雄君）

これも国から来るものをそのままとれるということですね、わかりました。

それから、12ページをお願いします。地域伝統のところですか。費用弁償は111万8,000円されているんですが、先ほどの説明の中で、大学の先生とか、あらゆる方が要請されるようですが、それに対する報奨金とか謝金などの費用はこれに含まれるんですか、それとも町内のですか。

○社会教育課長（當 吉郎君）

その出張に関して、また指導者謝金ということで、報償費のところにもまた18万円ほど組んであります。

○5番（明石秀雄君）

要するに、これは111万8,000円というのは、旅費だけということですか。

○社会教育課長（當 吉郎君）

費用弁償の118万は、単純な旅費の弁償であります。

○5番（明石秀雄君）

そんな偉い先生がお見えになるのに、謝金、報償費が18万円というのは余り安いような気がして、もしかすると費用弁償の中に含まれているんじゃないかなとちょっと勘ぐったんですが、そうでなければよろしいです。

以上、終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○10番（杉並廣規君）

10ページの4子育て支援事業費備品が174万5,000円と計上されているんですが、どのようなものを購入されるのか、お尋ねいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

ただいまのご質問にお答えします。

備品購入費174万5,000円については、県の補助金ということで、児童虐待防止対策事業に基づく県からの補助金であります。

事業が2つありますけれども、1つが乳幼児の家庭全戸訪問事業にかかわる備品でありまして、整備目的がこんにちは赤ちゃん事業として、赤ちゃんのいる全世帯を訪問し、健診や指導を行うということの目的であります。整備内容といたしまして、赤ちゃん身長計1つ、児童血圧計1つ、赤ちゃん体重計1つ、非接触式体温計ということで、これが13万4,000円になっております。

もう一つの事業として、児童相談の体制強化のために備品ということで、訪問関係に関する車の購入でありまして、これが161万1,000円ということになっております。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

10ページの11の畜産振興費の特殊用牛共進会出品組合負担金14万円が計上されているんですが、これの内容について詳しい説明を求めます。

○経済課長（樺山 誠君）

9月28日に、始良のほうで県の共進会がございます。その中で、本町の牛が徳之島肉用牛共進会のほうで入賞しまして、これに出展をされるということで、この出展にかかわる町の準備、はさみを買ったりだとか、そういう準備、あるいはこの負担金を出しまして、出展組合のほうへ負担金を出しまして、旅費等に使うということでございます。

○10番（杉並廣規君）

旅費等に使うということですが、本町からは何頭ぐらいなのか、お尋ねをいたします。

○経済課長（樺山 誠君）

本町からは1頭の出場の予定でございます。あと、大まかな旅費に関しては、徳之島の肉用牛の出荷組合のほうから旅費的なものは出る予定でございます。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○12番（上木 勲君）

ちょっとさっきも明石氏が質問をなされたわけですが、10ページの地域資源開発の補助金というのがキビジュースということですが、これはこの補助金をいただいて、キビジュースの実験、研究をなさるところはどこですか。

○経済課長（樺山 誠君）

今の質問の真意が少し伝わりにくかったんですけど、もう一度お願いします。

○12番（上木 勲君）

この補助金を受けて、キビジュースの実験、開発をするところはどこですかとお聞きしたんです。

○経済課長（樺山 誠君）

この事業に関しまして、再度ご説明をいたします。

まず、この事業に関しまして、企画課にこういう事業のお話がありました。

その中で、経済課のほうにご案内がありまして、経済課のほうでいろんな事業をしていらっしゃる方、結局は6次産業に着手をしている方々に対しまして情報を流した結果、大竹興産さんのほうから、こういうサトウキビを使ったジュースだとか、そういうものをつくっていきたいのでということで、こういう計画書が財団法人地域総合整備事業団のほうへ大竹興産のほうからありました。

その中で、町のほうでこれに推薦状を添付しまして申請をして、その結果、財団のほうで取り上

げていただいたということでございます。

ということは、交付の事業の申請結果が参っておりますので、申請結果に基づいて、町として入るお金と出るお金の予算措置をしていかなきゃいけないということでございます。

○12番（上木 勲君）

それは、そういうふうな今お話を聞いたら、それはそういうふうないろんな研究をする、そういう能力とか、いろいろあっていることを認めて、そういうことで財団のほうに認められたんだと思うんですけども、そういうところが施設とか、そういうところとか人員とか全部そろって、それはそういう実験施設なんかがあって、それは結局は町も推薦状ですか、認定書、何かそういう関係の書類を出して交付に至ったということだと思んですけども、そういう施設というのはあるわけですか。

○経済課長（樺山 誠君）

施設というものじゃなくて、結局は実験的にこういうものをつくっていくということですから、ある程度の鍋釜があるという程度でございます。ですから、あとのパックをする機械だとか、そういうのをリースしていくとか、そういう形の契約書でございます。

○12番（上木 勲君）

それは私もいろいろ開発とかするけど、いろんな資材とか、いろんな必要な関連の学術書とか、その他いろんなまた専門家の支援をいただくとか、そういうようなことを町が把握して、これだったらちゃんとしたそういうふうな趣旨どおりの、これはキビジュースですけど、何かキビジュースというのは、これは非常に今までいろんな方がやっても化学変化が激しくて難しいとかいうことを私たちが他からもいろいろ聞いております。

何回もいろんな人がこれは挑戦したと、ところができなかったという話も聞いておまして、これを開発するというですから、やっぱりそれ相当の力量のある方がなさるんだなと思っただけですけども、そういうことを責任を持って、町として推薦もし、それはやられたと思うわけですけども、その辺のことは皆さんがいろいろそこら辺の施設とか、その関係も今のような背景をいろいろ皆さんもそれを調べたり聞いたり、いろいろなことを把握して、そしてそういうふうな交付申請の手続はなされたら、こういうことで理解してもよろしいですか。

○経済課長（樺山 誠君）

申請書の中で補助対象事業概要書というのが添付されることになっておまして、この概要書の中にどういうことをしますというのがちゃんと詳しく書かれておりますし、あと財団のほうから申請の結果についてというもののなかで、財団のほうで商品化・量産化に成功した場合は当財団のふろさと融資の活用もご検討くださるようお願いいたしますということで、こういうものもついてきておりますので、我々といましては、ちゃんと実験をして、しっかりした結果を出していくというめどが立っている会社だと思っております。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○12番（上木 勲君）

関連しますけど、この場合に大竹さんだけを結局推薦したということで、他にもそういう申請はなかったのか、あるいは他のところにも声をかけたりなさったのか。例えば、黒糖工場だったら徳南製糖さんとかが長いことをやって、関連の知り合いもあるわけで、大竹さんはこれからのことであって、今まで、従来、黒糖にかかわる事業、いわゆる大竹さんとかきゅらしま製糖とかなさっているから、その辺にもこういう事業でこういうふうな声をかけられたのか、あるいは皆さんと一緒に、そういうような皆さんにも声かけなんかをしたのかということをお伺いいたします。

○経済課長（樺山 誠君）

声かけ等、個別に声をかけていることではございません。結局は、こういう事業がありますという形で、ひとつ6次産業化をしている人たちには声をかけたということでございます。

どこに、誰と誰にかけたかということは、名前は申し上げるのであれば申し上げますけども、そういうことでございます。その中で申請書が上がってきたのがここだけですよということですので。

これと、非常にこの事業は申請期間が短かったということもございまして、こういう事業が次年度あたりも出てくるということもございますので、我々としてはちゃんとこういう事業が26年度としても発生しますよという等、広報、あるいはうちの経済課の広報等を使いましてやりながら、また進めていかなきゃいけないんじゃないかなと思っています。

○12番（上木 勲君）

終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第38号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

議案第38号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、平成25年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第4 議案第39号 平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）

○議長（常 隆之君）

これから議案第39号、平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第39号は、平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案してあります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○ほーらい館長（仲 武美君）

それでは、平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算の説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額1億992万3,000円に歳入歳出それぞれ78万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億1,071万1,000円とするものであります。

6ページをお願いいたします。6ページの一般管理費の節の13委託料の受け付けシステム改修委託料の78万8,000円ですが、これについては受け付け等のサーバー等のふぐあい等によるものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

これから議案第39号について質疑を行います。

○10番（杉並廣規君）

お尋ねをいたします。

6ページの受け付けシステム改修委託料ということですが、これはサーバー等のふぐあいですか。これは見積もり等をとってやられているのか、78万8,000円の積算基礎内容について詳しい説明を求めます。

○ほーらい館長（仲 武美君）

見積もりについては、クロスウェイ株式会社様より見積もりをいただいております。

積算基礎についても、見積もりと一緒にクロスウェイ株式会社様よりいただいております。

○10番（杉並廣規君）

サーバー等の不具合ということですが、今まではそのままほったらかしとか、いつからこう

ということになったのか。

それと、4月からですか、あれが変わっているはずなんです、そのときにはできなかったのか、今になって改修をする理由を再度説明を求めます。

○ほーらい館長（仲 武美君）

サーバー等の契約が5年契約ということで、5月までは故障した場合には会社の方を呼んで修理をさせていただきましたが、今、5月以降についてはお金がかかりますということで聞いておりまして、電話をしたところ、見積書と積算書が来てまいりました。

○10番（杉並廣規君）

5年契約をしたということですが、今回改修をし、今後また契約するのもしないのか。

○ほーらい館長（仲 武美君）

改修をした場合については、5年間の保証をいただく予定にしております。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○5番（明石秀雄君）

これをやっているのが繰越金なんです、これはいつの繰り越しで、もう繰り越しの予定があるんですか。

○総務課長補佐（田島輝久君）

平成24年度の予算の決算余剰金の繰越金でございます。

○5番（明石秀雄君）

決算が終わらなくても繰り越しが使えますか。

○総務課長補佐（田島輝久君）

出納閉鎖をもってしておりますので、繰越金は明確に出ておりますので、全額ではございませんが、一部分を譲渡してございます。

○5番（明石秀雄君）

これがもし決算で認められなかった場合、どうなりますか。

○総務課長補佐（田島輝久君）

市町村によっては、当初予算から繰越金も予算の中に入れるところもございます。

本町は、今現在、入れておりませんが、他の町村では当初予算からも入れることもございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○5番（明石秀雄君）

ついでだから聞いておきます。当初予算編成は12月、1月ですよ。そのときに繰り越しがもう出てくるんですか。当初に入れるんだったら。

○総務課長補佐（田島輝久君）

あくまでも予算でございますので、見込みとして入れることは可能かと思っております。

○5番（明石秀雄君）

全て予算というのは見込みですよ。しかし、当初予算のときの編成時に、前年度の予算が繰り越しが見込めるんですか。まだ、当初予算でも入れているところがあるとかというのはおかしいことです。普通、決算のときに、5月末で予算が閉鎖されますよね。3月31日の後は5月でしょう。

そこでないと、正式には繰り越したと出てこないはずなんですよ。それが当初の半年前の予算当初に入れるというのは可能でしょうかね。

○総務課長補佐（田島輝久君）

あくまでも見込みでございますので、不足が生じた場合はまた減額補正ということになります。

○5番（明石秀雄君）

当初で組むと言っているからそうなんだけども、果たしてそれが減額にまたしたらやりますよとか、そういうのはおかしい話で、予算化されたそれが通ったら減額もできないですよ。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第39号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

議案第39号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議がありますので、起立によって採決します。

議案第39号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。

したがって、議案第39号、平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することになりました。

ここで続投するか休憩をするか審議しますので、5分間だけ休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 0時03分

○議長（常 隆之君）

協議の結果、1時まで休憩とし、1時から再開をいたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時07分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第5 議案第40号 平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（常 隆之君）

これから議案第40号、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第40号は、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○水道課長補佐（春島弘明君）

それでは、議案第40号、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額2億8,237万7,000円に歳入歳出それぞれ600万円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億8,837万7,000円とするものであります。

5ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。

1款使用料及び手数料1目水道使用料、補正前の額、合計4,795万3,000円に136万円を増額補正し、合計が4,931万3,000円とするものでございます。

3款繰入金1目繰入金、補正前の額6,392万1,000円に256万9,000円を増額補正し、6,649万円とするものでございます。

4款繰越金1目繰越金、補正前の額1,000円に207万1,000円を増額補正し、207万2,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。

1 款水道事業費 1 目配水給水費、補正前の額669万円に300万円を増額補正し、969万円とするものでございます。これは、漏水工事費でございます。

2 目基幹改良事業費、補正前の額 1 億7,064万9,000円に300万円を増額補正し、1 億7,364万9,000円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

これから議案第40号について質疑を行います。

○12番（上木 勲君）

これについては関連質問になるかもわかりませんが、水道使用料は補正して4,931万2,000円とかいうことになっておるんですけども、その次に1款1項1目の繰入金で256万9,000円も繰り入れして6,649万ということなんですけれども、これはいつもずっと水道は繰り入れするものと、上水道でもこれまでも、今は当たり前のことのようになっているけど、他では水道料金というのは水道料金で水道が運営されると、自立経営というのが基本だと私は思っているんですよ。

それで、こういう実態で、それにかかわらず、徳之島町でこの間、どこでとかは知らんけど、島内の人から笑われたけども、瓶を持ってずっと走り回っておったら、それであればほとんど伊仙町だと、水を買っているのは伊仙町だということも言うんですが、それはそうでもない僕は思うんだけど、そういうことで、これ町長、水道は破綻しているといいますか、今、水道は何かご飯をつくる水を買ってやってきているとかいう状況だと私は聞いているんですよ。

そういうことを黙認してあれしたらいかんわけで、それでこうして水道料金は値上がりだといったことでは、町民があれば何だかんだと言う以前の問題で、何もかも悪いということになるわけであって、それでこの実態調査、幾らぐらいみんなが買って水をあれしているかということのをこれは早急にやる考えがあるのかないかをお尋ねいたしておきます。

○議長（常 隆之君）

12番、上木君、補正予算の内容について質疑をお願いします。

○12番（上木 勲君）

だから、繰り入れなんかしないように財政を運営するためには、今みたいなことが私は必要だと思います。だから、繰り入れせんでもいいような政策実行、そういうことを水道料金なんかでするような考えがあるかないかです。それに対して、今のこともそういう考えがあるかないかということをお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

上木議員のおっしゃるとおり、いろんな水道、ペットボトルだけでなく、トルマリンとか、そういう形での交流がふえているとは思いますが。その実態調査をしたらいいのではないかとということでございますけども、それは今後検討はしていきたいと思っております。

○12番（上木 勲君）

検討じゃなくて、実際何かでやってくださいよ。それは足しにもならなければ、何回も言っています、何回も私も言ってもやらないでしょうが、実際問題。

○議長（常 隆之君）

12番、上木君、質問の内容を。

○12番（上木 勲君）

ですから、実態調査をするか、基本だから、これ、そういったような問題じゃ、これは。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○13番（美島盛秀君）

6ページの歳出、配水給水費の工事請負費の300万、場所をお尋ねいたします。

○水道課長補佐（春島弘明君）

これは主に東部地区の漏水工事でございます、東部地区におきまして、喜念、目手久、面縄、合計10カ所であります。

○13番（美島盛秀君）

西部地区においては、今、配管の布設替えを工事を行っているわけですが、これだけ10カ所ということなんですけれども、断水とか、あるいは水の確保は十分にできているのでしょうか。

○水道課長補佐（春島弘明君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今、雨不足で水使用が多くて、先週、節水のお願いの放送も行いましたけれども、水のほうは現在は断水させないように対応をとっております。また、漏水工事を行いますと、また水の確保も十分できるのではないかと考えております。

○13番（美島盛秀君）

西部地区、それから中部地区、中部のダムの貯水量等は確認をしてありますか。

○耕地課長補佐（穂 浩一君）

本日、調査をしてまいりました。今すぐ持ってきますので、ちょっとの間、待っていただけますでしょうか。

○議長（常 隆之君）

13番、美島君、他の内容。穂耕地課長補佐、後で報告をお願いします。

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第40号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

議案第40号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第6 議案第41号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

これから議案第41号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第41号は、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例であります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○建設課長（中熊俊也君）

補足説明をいたします。

伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例、伊仙町町営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。「河地団地6戸」、住所が糸木名697番地の2、1棟6戸、平成25年度建設、一般公営、附則1、この条例は平成25年10月1日から施行する。

以上です。

○議長（常 隆之君）

これから議案第41号について質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

この住宅建設においては、非常に期間的に短くて、工期を延長してやった工事だと思うんですけども、工期はいつまでで、また完成しているのかどうか、伺います。

○建設課長（中熊俊也君）

工期は9月いっぱい、10月1日からの入居予定になっています。

○13番（美島盛秀君）

工期が9月いっぱいということで、10月1日から入居ですよ。そうしますと、工期があつて、これは完成検査等はできますか、どうですか。

○建設課長（中熊俊也君）

工期は9月いっぱい、完成はもっと早くなりますので、完成次第、完成検査を行う予定にしています。

○13番（美島盛秀君）

なるべく早くということですが、条例を定めて10月1日から施行するということであり、すけれども、完全に工事が検査が終わって、余裕を持って、ゆとりあつてやるのが行政のする仕事、立場だと思ひますけれども、9月いっぱい工期をとつて、9月いっぱいなるべく早くということでは理解がしにくいわけでありすけれども、工期等におくれがないように、10月1日から完全に入れるという状態までやるのかどうか、伺ひます。

○建設課長（中熊俊也君）

10月1日付では必ず完全にに入れるような予定になっています。そして、町の広報紙にも募集を出していますから、10月1日は必ず守りたいと思ひています。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○10番（杉並廣規君）

お尋ねいたします。

入居者はもう募集して、6棟は今どれぐらい希望がされていますか、お尋ねをいたします。

○建設課長（中熊俊也君）

書類が完全にそろつているのが4戸で、あと電話連絡で入りたいということが2件ありまして、あと書類、申し込み用紙をもらひに来ているのが6人います。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

二、三日前もそこを通つたんですけれども、まだあれは枠があつて、完成できるのかどうか、ぜひ議会でも現地調査等、実態を把握して、これを議決していただきたいものだと議長にお願ひしておきます。

○議長（常 隆之君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時53分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（中熊俊也君）

先ほどの件についてお答えします。

条例制定される前に公募したということは、一日でも早く住宅に入居させたいなという気持ちで、ちょっと焦り過ぎたような感じもありますけども、工期的には9月の17日に外構工事が終わりました、9月24日に町の検査を予定しています。その後、選定委員会等を開きまして、10月1日から入居予定にしています。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

前もって、建設課長、もう少しこういう9月何日まで工期、早期になるべく早く完成させて、町の検査、県の検査は要らないんですか、そういうのを済ませて、次々進めていくと、そういうことがないと、町職員としてももう少し町民のことを考えてしていただかないと、横着過ぎるのよ、9月末とかどうのこうの。その場限りの何か答弁して済ませばいいもんじゃない。

町長の施政方針で、納期内納付の啓発、徴収率の向上、町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の運用を充実強化し、引き続き法に則した滞納処分を厳正に実施することで税収の安定確保に努めますと、施政方針では言っているんだが、やっていることは全くでたらめだ。

町は大きな借金をして、住宅を毎年つくって、24年度の公営住宅の徴収率は55%だと、23年度が54%だと、約半分しかもらっていない。このようなことで、町がもつと思うね。職員がしっかりしていない、町長がしっかりしないといけない、そのことを申し上げて、終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第41号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

議案第41号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第7 議案第42号 普通財産無償貸付契約について

○議長（常 隆之君）

議案第42号、普通財産無償貸付契約について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第42号は、普通財産無償貸付契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案してあります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○経済課長（樺山 誠君）

普通財産無償貸し付けを次のように締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議決を求めるものでございます。

土地の表示、番地、伊仙町大字伊仙字中里2560番の1、2560番の3、地目、雑種地、合計面積1,948 m²。2、契約の相手方、鹿児島市鴨池新町15番地、あまみ農業協同組合代表理事組合長、島 元嗣。3、貸付期間、議決の日より20年間とする。

以上でございます。

○議長（常 隆之君）

これから議案第42号について質疑を行います。

○12番（上木 勲君）

質疑ですが、私はこの間の一般質問でも質問いたしました。それで、それぞれの仕事、議会人は議会人、町長は町長、それぞれの任務、仕事、任務があるわけですが、それは地方自治においてとか、いろいろ僕はやかましく言われるわけですけど、町長は伊仙町長として、している任務があるし、農協長は農協長の任務がある、農協は。

今日も農協長とお話をしましたんですけど、あなたは農業所得の向上とか、そういうことをやるべきじゃないかと。町はまた住民福祉や生活、暮らしを豊かにするために町民にやるべきで、何で両方の執行部がそろっておって、何かAコープは準備委員会なるものをつくっておって、それで農協のあなた方が出ておって、そして町有地の無償貸与とか、あるいはまた伊仙町の役場職員が行っておって、東部支所、西部支所の配置とか縮小とか、何かそういうことを論議する。

おかしいというふうに思っておるということで、私は今日、Aコープなりにも質問をしましたん

ですけど、そこで質問を出して、それと今まで委員会をして、皆さんがそういう委員会を5回か、暮れにはできてやって、そして合意に達したと。次の5点について合意に達したということで、JA施設の統廃合とか、町有地の無償貸し付け、買い物弱者対策、Aコープ店舗の完成とか、そうしたら今日はAコープの農協のあれに聞いたら、そこについては確たるこれで……

○議長（常 隆之君）

12番、上木君、具体的に質問の内容を。

○12番（上木 勲君）

ちょっとこの周辺のことがあったから上げましたけど、それで実際はこういうことを書いてある、それは今日はいわゆる無償貸与ということですけど、これはその土地の値段は幾らぐらいですか。何か1,948m²とかいうことを知らせて、これは質問や。金額にしたら、今は時価相場で幾らぐらいするんですか、これは。

○経済課長（樺山 誠君）

今、町有地1,948m²の時価相場ということでございましたけども、時価相場に関しましてはデータの持ち合わせておりません。

○12番（上木 勲君）

自分の人に貸す土地が今の相場で幾らぐらいかということは何でわからなくて、そういうような貸すとか、そういうあれができるの。行って調べてみなさいよ。今、相場で。銀行へ行って、土地を借りたりする場合に、この辺の今の地価相場、それを参考に賃貸料とか、いろいろ貸し賃やかも決めています、どこでも。

これはただとか言うけれども、それにしても、今はっきり言ってみたら、銀行でもその前の役場だったら大体平米3万7,500円、坪で11万2,500円だと、役場のその土地を今売れば。

これ役場が売っても大した金にはならん、11万2,500円だから、坪で。そうした牧本さん、あの辺や、僕も最近土地を買ったんです。そうしたら、牧本商店のあの辺……

○議長（常 隆之君）

12番、上木君、具体的に質問をしてください。

○12番（上木 勲君）

あなたが出しているから言うんだよね、俺はね。値段を知らせてくれ、その辺の。

そこは今幾らぐらいの土地をただで貸すのか。

○議長（常 隆之君）

12番、上木君、質問の内容を具体的に。

○12番（上木 勲君）

だから、具体的にじゃないの、その土地の値段は幾らと聞いているんだから。

○議長（常 隆之君）

12番、上木君、質問の内容を具体的に。なければ、質問を終了いたしますが。

○12番（上木 勲君）

そういう議会のほうで3回審議にしているから、こういうふうなあれになってくるんだが、そこでそれはそれで、だから町長に聞きますけど、要望書でも議会はこれを要望書を出していない。

伊仙町長独自で、町長は伊仙町長だから、それは町民を代表するということでは言っているんだけど、そこで町民を代表するという伊仙町長が出している文書で、あなたがこれを書いて出した文書で、何じゃこれ、これまでも長年にわたりAコープの設置をお願いしてきた経緯があると。

そこで、町民になりかわり、伊仙町にAコープの設置してもらいたく要望いたします。

○議長（常 隆之君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時07分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

○13番（美島盛秀君）

ただいまの質問に関連することもあるかと思いますが、この議案に対しまして、先般、26日に町のほうから説明を受けたわけでありまして、3月30日の3月定例会の最終日に、Aコープ誘致の議会への陳情書の押印をお願いしますと、陳情書の要請がありました。ところが、議会は誰も1人として押印をしてありません。ということは、議会に理解を求めたけれども、誰も印鑑を押していなかったということですね。

それは、私はこれを議会の説明もしない、議会を無視した行為は、私は町長の議会軽視だと思っております。町民無視の要請を進めているということでもありますけれども、このことに対して町長はどう認識されておりますか。

○町長（大久保明君）

3月議会の最終日に議会のほうの承認なくして、要望書を提出したということでもございますかね。言いたいことがちょっとよくわからなかったのもう一回、説明をしていただきたいと思っております。

○13番（美島盛秀君）

この議案を提案する前に、先月の26日に議会に執行部の説明がありましたね。

それに関連して、3月30日の最終本会議、このときにAコープ誘致の議会への陳情書への押印要請がありました。

ところが、誰もそれに押印していなかったと。

しかし、町長は4月10日付で、Aコープ設置の要望書を町長名でAコープに提出をしてある。

これは議会への説明不足、議会軽視、町民不在の一方的な町長の企業誘致であると思っております。

が、このことに関して町長はどう認識されているのか、伺います。

○町長（大久保明君）

企業誘致に関しましては、いろんな手続、段取りが必要だと思います。まだ、Aコープの会社とのJAとの交渉中の段階で、最終的には決定はしていなかったかもしれません。

ちょっとまた後で詳細は課長のほうから答弁していただきますけれども、いずれにしても議会への要望書を出して誰も見ていないとか、押印はしていないということが、議会、たまたまその日だったのか、議会最終日ですから、皆様方に詳細な説明もなしに提出したということになりますけれども、そのことに議会軽視だということになるかならないかということになると思います。

ですから、これは相手との交渉事でありますので、先般の全員協議会でも説明したとおり、1月から数回にわたり、JAあまみの組合員の方々の理事会にも参加いたしまして説明をしている、先般も述べたように、非常に厳しい状況に向こうは説明をしてきました。

しかし、町としては最大限の努力をしていくということで話が進んできたわけでありますので、そのことがほぼ、ちょっと詳しい日時はわかりませんが、その後のJAの総代会で決定をしましたので、それは3月議会の後だったと思います。

ですから、今回の商工会への説明、そして議会への先般の全員協議会での説明というスケジュールは、別に大きな問題はないというふうに、私は今考えれば大きな問題はなかったのではないかと思います。

○13番（美島盛秀君）

それは町長の考えであります。私は、議会軽視、町民不在の行政を町長はやっているというふうに私は考えております。

だったら、町長の要望を受けて、JAは6月の14日、伊仙町におけるAコープ店舗の設置にかかわる経営支援に関する要請までしてきている。要望を受けたから、それに対してどうして欲しいという要望までしている。その6月14日というのは、6月議会の前です。だったら、なぜ6月議会があるのに、なぜそこで説明ができなかったのか。町長も、議会中ですから、いたはずですよ。

○町長（大久保明君）

資料を見ますと、これは6月14日に伊仙町に対しまして、Aコープのほうから、JAあまみのほうから要請書が来ております。この要請書は14日ですので、議会がその次の週でありました。

この要請書に対する判断は行政のほうにまたやっていくわけですから、議会中にはその判断をまだしていなかったということでありますので、してあれば伊仙町執行部の意思として議会に提案することも可能であったとは思いますが。

ただ、その期間は、我々の考え方がまだまとまっていないということだったと思います。

○13番（美島盛秀君）

こういうことが町民にあなたは通用すると思いますか。あなたの自分勝手な行動をして、その次の週には6月議会があるんですよ、1週間後に。それは職務怠慢じゃないの、そういう説明の資料

もできなかったということは。

では、要請のあった内容について伺いますけれども、こんな大事なことを町民にも知らせない、側近にいる議会中の議会議員にも知らせない、それこそ今の町政は独断と偏見の横暴な政治と言わざるを得ないんですよ。

じゃ、その内容について伺います。4項目についてありますけれども、2項目について伺います。

この内容は、必要な措置を講じていただきますようお願いしますだから、必要な措置を講じることを約束しているんですよ。要望しているから、自分たちで。その要望の1つとして、店舗供給高を確保するための伊仙町関連施設の購買品の利用を確保すること。これは説明のときにも、老人ホームとか、幼稚園とか、保育園とか、各施設のことを説明をしておりましたけれども、こういう購買品の利用を確保する。

それから、4番目に、町有地出店予定地、今の契約議決案の無償提供と店舗の継続的営業を可能とする経済的支援（買い物弱者対策の町の助成金支出）を行うこととなっております。

その以前に私が聞いたときには、JAは最初は赤字だった。だから、赤字の補填をしてくれという要望まであったというんですけれども、この2項目について、どういう約束をしたのか、どういう内容だったのか、説明をお願いします。

○議長（常 隆之君）

13番、美島君、普通財産無償貸し付けの契約でありますので、この点について、契約についてを答弁をしていただきます。

○13番（美島盛秀君）

この契約に至るまでの説明の過程の中で、この契約案が出てきているわけですから、これは私は説明する必要があると思いますので、ぜひ説明をしてください。

○町長（大久保明君）

Aコープの要望書の2番目の伊仙町関連施設の購買品の利用を確保していただきたいということでもあります。これは、町が全面的に町関連の施設もAコープが経営が安定するための応援、そういうことはやっていくということでもあります。

それから、町有地の無償貸し付けということは、これは伊仙町の企業条例にあるわけですから、これは我々のほうから大型店舗という形でAコープ会社に要望しているわけですから、このぐらいの町の協力ということは必要、出していかなければ、まず交渉ができないわけですから、それは交渉の段階でそういうことをお互いに着地点、妥協点を見出していくということの中での話で、そのようにやっていくというように、今日も議会に提案しているところであります。

以上です。

これは、例えば今回のAコープが最も目玉とするのは、これは交渉の時点でシミュレーション、Aコープ会社が全国各地でやっている集落の集中度、散在度、距離などをはかったシミュレーションがあります。それにした場合、伊仙町のこの地域は集落が散在しているということで、他のとこ

ろより不利であると。そうであれば、散在しているひとり暮らしの方々に、買い物弱者がこれから出てくるわけでありませう。

買い物弱者のための配達する車を購入したいということで、その点に関しまして町の協力をお願いしているところでありますので、これはまだ最終的には結論には達しませんけれども、今後、町として車を助成したらいいかどうかということは、それは議会の皆様方の意見も大事にして、考慮していくということになると思います。

私は、決して越権行為をやっているというふうなことは思いません。ですから、議会でも説明して、そして今回、今日の提案をしている状況でございますので、上木商工会長と何回も議論して、そういうことです。

○議長（常 隆之君）

12番、上木君、静かにしてください。

13番、美島君、次、3回目になりますので、具体的に質問をしてください。

○13番（美島盛秀君）

2項目について、今、質問しましたけれども、この4項目について、20年間、この土地を契約するわけでありませうけれども、決して私は悲観的には思っておりませう。Aコープが来たら、町長の言うそういう交流もできて、活性化につながるんだらうということもわかります。

しかし、これは営利企業です。利益を求めてきますので、もし赤字だと、運営が厳しくなつたというときには、店舗を閉めなければならないということは、何百分の1か、わずかであるとは思いますがけれども、私はあると思います。そういうときに、こういう要請があつて、町長自らが要請をしているわけですね、企業誘致を。それに応えて自分たちは誘致したんだと、店舗を持ってきたんだと。じゃ、赤字、あるいは閉店する、そういう今までの分を全部持ちなさいと言われる可能性は私はあると思います。

例えば、全体の総投資額が2億4,950万円というJAの説明がありました。そういうようなこと等から考えると、これだけの損害賠償を訴えられる可能性を含んでいるということですよ、私の考えは。町長は10月の選挙で当選するか当選しないかわからないわけですがけれども、その後、4年が過ぎて、身を引くかわからない。町長は20年間、今までここにいるかわからない。

そういうことを考えると、私は非常に心配をしたりするわけなんですけれども、まず売り上げに対する消費税、それからたばこ税とか酒税とか固定資産税、それから軽自動車を配達のこと言つたけど、これはAコープは全く町に要望する気はないと、全部24億9,000万に入っていると。

町長は自分から何かへつらう行為をしている。軽自動車も出したりとか、あれもやるとか、これもやるとか自分で言つてやっているということでしょう。そういう責任は町長に大きく責任があると私は思っておりますので、そのために今言つた消費税、たばこ税、そういう固定資産税はどうなるのか。

例えば、この契約書には、あまみ農業協同組合代表理事組合長、島 元嗣としています。

しかし、J Aの永吉さんの説明では、専務理事のお話では、徳之島町でやって、税金の分配とかはあるというふうに説明があったんですけども、それはきちんと調べたり確認済みですか、伺います。

○町長（大久保明君）

いろいろ美島議員の心配なすることは当然だと思います。これは議会の責任でもあるわけですから、議決した場合はですね。ですから、万が一ということは、それは常に起こり得ると思います。しかし、全国各地がいろんな企業誘致、第三セクターという形で、自治体を維持するために、過疎化をとめるためにいろんな政策をして、確かに失敗というか、うまくいかなかった自治体もあるし、大きく成長した自治体もあると思います。

それは、どこが違うか、私の個人的な考えですけども、会社も自治体も、新しくできた会社が発展するために、いろんな戦略的、そして戦術的なことを具体的にやったところとやらないところで差がついているような気がいたします。

私は、Aコープ会社がいろいろ調査をしているわけですね。いろいろ細かい調査をしております。そうしたときに、伊仙町の購買者の約8割と向こうは言いましたが、私は75%ぐらいは町外で購入していると思います。

その方々が伊仙町に来て購買するようになれば、それだけの店が維持できる購買力はこの地域にあると彼らは判断したわけですので、それをさらに促進、発展、推進させるために、またいろんな他の企業誘致も同時にやってくるという大きな絵を描かなければいけないと思っておりますので、これは20年後に私が責任をとるかどうかということは、これは町長がかわっても、その次の町長がそれを責任を持って受け継いでいくわけでありますので、ただこれは長い長期的に見て、伊仙町がとるべき戦略であり、そして新しく行政も民間と同じように挑戦する、ベンチャー的な思想を持っていくことは必要でないかということでの判断でありますので、どうかまたご理解をしていただきたいと思っております。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○10番（杉並廣規君）

お尋ねをいたします。

先ほど美島議員もお尋ねをしておりましたけれども、伊仙町におけるAコープ店舗の設置に関する経営支援に関する要請の4番目の中の町有地出店予定地の無償提供と店舗の継続的営業を可能にする経済的支援（買い物弱者対策の町の助成金支出等）を行うことということですが、これをされるつもりなのか、されないつもりなのか、簡単にご答弁をお願いをいたします。

○町長（大久保明君）

6月の段階での要望書であります。今日、今、美島議員からお聞きいたしまして、J Aあまみのほうは町から一切支援を受けるつもりはないと話したんですか。それはそれで、我々にとってみた

ら、交渉の段階では買い物弱者の車は何かできないかという交渉はしておりましたので、それは町にとっては朗報というのか、いい形になったのではないかと考えておりますので、ただ町有地に関しましては町の条例もあり、そして立地条件、何よりも場所は3回……

○10番（杉並廣規君）

土地のほうはいいから、経済的支援をするのか、しないのかだけ。

○町長（大久保明君）

我々は、今日、しないでいいという話であったらば、また確認をしていきたいと思えます。

○10番（杉並廣規君）

確認ですので、しないでということですが、町長は施政方針でも、直売所百菜について、施政方針でも大きく述べておりますけれども、ここでも給食センター、病院、老人ホームへの食材の供給は地元で高く評価されていますということですが、直売所はどうするのか、大丈夫なのか。

せっかく町長が施政方針でも毎年述べておりますけれども、百菜をどうするのか、そのことについてお尋ねをいたします。

○経済課長（樺山 誠君）

百菜に関しまして、Aコープとの兼ね合いでございますけれども、はっきり言って、百菜に関しましては、まず皆様方にわかっていることだとは思いますが、百菜は委託販売に関しましては農産物に関してだけを行っております。あとは自分たちで物をつくって販売しているということでございます。ですから、ティッシュやシャンプーだとか、ああいう生活必需品は販売をしてございません。

ということで、まず百菜をどういうふうにしていけばいいかということでございますけれども、やはりAコープにない品物、結局は物をつくってケータリングだとか、そういったものにちゃんと力を傾注していかなければいけないということで、Aコープさんが引きとめてくれたお客さんをどう百菜としてキャッチしていくか、そこが大きな分かれ目になってくると思えます。

ですから、これからちゃんとした経営に持っていくために、百菜としてAコープにないものを販売していく方向をやっぱり考えているところでございます。

○10番（杉並廣規君）

もう少し詳しく聞きたかったんですが、一応終わりますけれども、町長が施政方針で毎年同じ、百菜をこれだけ育ててきて、1億2,500万ですか、売り上げもできるのに、これを潰す、これは小さな町の商工会、小さな商店と2回にも及んで、百菜、次はJAと、2回にも及んで町の小売店を潰す、そういう私は計画にしか見えないんですけども、本当に町の商工会とも腹を割って、伊仙町に行く末をぜひ真剣に話し合っただけで町を持っていかないと、伊仙町は二分してしまいますよ、これ。

こういうことがないようにまちづくりをぜひ進めていっていただきたいと思えます。

終わります。

○町長（大久保明君）

今、杉並議員が話したように、行政と、それから商工会の方々との話し合いを2回いたしました、一昨日、話し合いをした中で、いろいろ若い商工会の方々から、Aコープができるのであれば、その駐車場を兼任して、自分たちもテナントをつくっていききたいとか、そして将来的にはモールができないかと、その地域にいろんな店が集まってこれるようなことも考えていきたいという前向きの建設的な意見も大分出てまいりました。

ですから、今、先ほど申し上げたように、買いたいものが伊仙町にないから亀津に行って、病院に行ったついででもありますけど、購買して伊仙に帰ってくると。しかし、Aコープがあると、コンビニもできる、他の店もできたりすると、その人たちが、その方々が町内で購買するようになれば、その地域の小売店は、これはきのうは私はある西部の小売店と話をしましたけれども、全く心配していないと。

自分たちには顧客があると、そしてその店でしかないものをまた新しく開発していけば、人がふえれば、逆に自分たちの店に来る人もふえてくるんじゃないかという、非常に前向きな発想で取り組んでいる方々もかなりいるということも理解していったならば、私は小売店を潰すとか、そういうふうな伊仙町長としてはそういうことは考えてもならないことですから、ですから逆に今、ほーらい館ができて、全島からの交流が生まれてきたところでもあります。百菜はきゅっきゅっ便で全国に発送しております。そして、売り上げもどんどん伸びているし、そういう中でAコープが来たら、伊仙町の発展が加速していくだろうと。

それは、私は決して根拠もなく言っているわけではありません。現実には、今、伊仙町に交流人口や社会的人口増加が起きておりますので、そしていろいろ町の金で住宅建設をどんどん推進していけば、今、驚くべきことに、民間の方々もどんどんアパートをつくっていききたいという、そういう流れすら今出てきております。

聞いた情報だけでも、3人の方が新しくアパートをつくっていききたいということでもありますので、これはこの前、県のほうともいろいろ交渉をしているのは、企業誘致して社会的人口増加ができた場合、伊仙町にも古い町営住宅を壊さなければ新しい町営住宅はできないという県の計画がありますので、そうしたらこれだけ町が元気ができたら、県営住宅をつくっていただけませんかという話をこの前も県の部長ととくとくと話をしました。

それは、アパートはやっぱり高いから、県営住宅をどんどんつくってもらったら、そこに多くの若者がまた戻ってくると。例えば、住宅がないから、徳之島町の県営住宅から伊仙に来て農業をしている方々もいっぱいいるわけですから、そういう人たちを呼び込んでいくような住宅政策も今自信を持って県と交渉しておりますので、そうすれば集落をずっと守っていた小さな頑張っている店は、再度、私はよみがえってくる確立のほうが高いのではないかと考えております。

○議長（常 隆之君）

杉並君、3回目であります。

○10番（杉並廣規君）

終わるつもりだったんですけれども、町長が民間の方もアパートをつくるというようなことをおっしゃっていますので、民間の方がつくるようでしたら、町の町営住宅は要らないんじゃないですか。人口がふえるということを言いましたけれども、町長が就任したときには八千二、三百人おりました、人口が。今は今年の3月31日の町民生活課の人口が7,070人です。年間100人ずつ町民は減っていつている中で、また県にもお願いしたということです。

ぜひ、県営住宅、あるいは個人の方のアパートをつくっていただいて、町は、先ほども言いましたけど、徴収率55%です。債務負担行為と、それから町の借金と合わせると、国は1,000兆円と言いました。町は100億円を超えた借金がある。人口は減っていくし、町民は次々と税金がふえていく、その兆候の1つが介護保険料が大島郡で一番伊仙町が高い、そういうことがあらわれているわけですから、ぜひそういうところも検討し、将来の伊仙町ビジョンが成り立つように、ぜひ進めていただきたいと思います。

終わります。

○町長（大久保明君）

1つ誤解があったので、社会的人口増加がこの二、三年続いているということで、それは亡くなる方が150人以上いらっしゃいますから、生まれる方が70人前後ですから、全体としては横ばいか、やや微減ですけれども、社会的には入ってくる人のほうが出ていく人より多くなっているという状況であります。

ですから、もう一つは、アパートに住めない若い人たちがいっぱいおるわけですから、その方々のためにやはり県営住宅というものを推進していけるのではないかとということでございます。

今、いろいろご指摘のあったことは、また今後とも改善できるように努力をしていきたいと思えます。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第42号について討論を行います。

○12番（上木 勲君）

私は、何回も申しますが、これは伊仙町の本当に将来に向けて、大変な問題だと思います。

Aコープの誘致の事業は、今、町がやるべきことは、あることを自分がこれを有利に利用して、自分が成功すれば、成功するのは天才的な才能があるということ、私は新たな誘致ということはすごいよということは聞かされておるよ。

そこで、それはそれでいいんだけど、別にその才能は私はいいと思う。ところが、町というのは石橋をたたいて渡る、本当に堅実な運営、経営をしなければならない。今、県下は、先ほども

質疑もありましたですけれども、財政問題が町で4億5,000万ですか、5億もないのに、自主財源の町で、そして百数億、標準が全国で35億でしょう。その町で100億借金を抱えて、1年後には、あなた方がするから、平成30年には8,700万の赤字、来年から実質収支は全部ゼロ。

この間、きのうから聞いた、スプリンクラーの修理をする金もないとかなんとか、あるいは先ほどのあれは77万だったか、さっきの予算書にも載っておった、今度の決算のあれから繰り越した予算計上をしてあったけれども、あれはこの間のあれで何だったかな、77万の金もないから出してくれないかという話も出ているぐらい、そういうような来年、再来年後の町をどうしていくのか、どうして年間の財政危機をこれを乗り越えるかといったことだけは私は切実な問題だと思っているんですが、もうこれ以上、役場職員の皆さんの給料なんかはカットできないんですよ。

だから、かわいそうだ、これ。次にこうなったら、役場職員の給料カットしかないんですよ。

そういうふうな財政状況と、それから町内の状況、環境と、町民は今の不況の時代を何とか生き抜こうとして必死になって、運営しながら頑張っておる。

そういう中で、Aコープいうたら、あれは日本の経済を左右する物すごい企業や。それを持ってきて、いろんな約束を取りつけて、それを町長が自助努力で伊仙町はそれでよくなるというけれども、実際はつるむ以外にないと、要はこういうことなんですよ。そういうことを真摯に受けとめて、ぜひこのAコープ問題は、伊仙町長は歴史に残る町長にいずれにしてもなりますから、ひとつ撤回をしていただきたい。

私は町長の英断で、こうして伊仙町の各町には頑張っているその人々、町民、それから役場職員と真摯に話し合っ、て、来年、再来年の財政をどう健全化して、それを伊仙町が乗り越えていくかということは、本当に頭を下げたい、みんなでひとつ頑張ろうやという、そういうふうにして伊仙町の発展に向けて、それが一番の今の伊仙町発展の私は早道だというふうに、また町民の生活、暮らしを守って、住民とともに歩む伊仙町がある姿だと思います。

そういうことで、今、ここのAコープ、あれは1円も伊仙町には金は入らない。

さっき聞いたんですが、固定資産税ぐらいは町に入るとい話もあったけれども、何もそんな大きなメリットがないAコープの誘致は、今の状況、今の伊仙町の置かれている状況を真摯に認識して、取り組みして、執行部の方、皆さん方はぜひ、私たちも議員ですので、これを議員の皆さん、伊仙町の周辺、その皆様方の周辺、いろいろ考え合わせて、これがとにかくいずれそういう時期が来れば別ですけど、今の状況ではこれを何とかとめようじゃありませんか。

そして、大久保町長にいい伊仙町をつくってもらうためには、政策転換をして、思い切ってここで撤回してもらおうように希望しまして、これで私の反対討論を終わります。

○議長（常 隆之君）

他に討論はありませんか。

○11番（琉 理人君）

反対討論が出ましたので、それでは議案第42号、普通財産無償貸付契約について賛成の討論をい

たしたいと思います。

先ほどから論議されておりますように、商工会関係から反対が出ているということで、実際に伊仙町商工会を中心にした商店街の関係者の皆様が、日ごろ、伊仙町において人口、各商店が少なくなっている中で、本当に日々一生懸命頑張っている姿には本当に感銘をし、また今現状に行われているような町外での購入に関しましては、やはり町内での購入を町民の方にもお願いをして、現商工会を中心にした商店街の活性化を望むところであります。

しかしながら、現状は消費者の声というのはやはり安くていい品を買いたいということで、町外へ流出しているのが現状でございます。

そういった中で、町もこのまま放置しておくことはならないということで、議会にもAコープの誘致、また以前は大型店舗の誘致ということで、再三誘致活動をやっている中で、今回、Aコープが誘致の対象ということで、Aコープのほうからも進出を決定したということで、この議会中にも論議されておりますが、やはり人が集まれば、その中で品物を売る、またはそういうことで一例だけ挙げさせていただきますと、よく夏祭り等で大勢のお客さんが来る中で、商業のプロもおりますが、素人の方がそこで出店を出すといった中で、一晩で50万円近く売り上げるという、やはりそういう状況は人が集まれば商売はできるということでございます。

昨日も、徳之島町でのどんどん祭りで、私の知っているスポーツ少年団で夜店に出店をしまして、四十数万円の売り上げがありました。こうした素人の方でもこういう実績が上げられる。

こういうことをAコープが誘致されて、町内に、またほーらい館を中心に、このかいわいにお客さんが大勢来るとなれば、そういう営業メリット、そういう集約能力を活用しないプロの商業をされている方は、本当にこうしたお客さんを獲得するにはどうすればいいかという、そういう自助努力がこれから伊仙町にも大きく、またこれから商店を再建、また始めるという方々も、そういったところにこれから挑戦していくのではないかと思います。

この無償貸し付けに関しましては、これからこういう明るい希望もあるという中で、町も率先をして誘致にかかわってきたわけですので、この契約につきましては速やかに締結をしていただき、また商工会を中心に、商店会の皆様方も大いにこれから伊仙町を活性できる商店街にしていいただければと思います。

以上のようなことで、42号に関しましては賛成の討論といたします。

○議長（常 隆之君）

他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

この表決は起立によって採決します。

議案第42号を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。

したがって、議案第42号、普通財産無償貸付契約については可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第2回伊仙町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 2時52分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 常 隆 之

伊仙町議会議員 永 田 誠

伊仙町議会議員 福 留 達 也

